



# 大町市景観計画（素案）の骨子案

【第2回 大町市景観計画策定に向けた住民懇談会資料】

## 目 次

はじめに	1	3. 良好な景観づくりを担保する制度	5
(1) 計画策定の背景と目的	1	(1) 景観届出制度	5
(2) 上位関連計画等との関係	1	(2) 景観重要建造物の指定	9
(3) 計画期間	1	(3) 景観重要樹木の指定	9
(4) 計画対象範囲	1	(4) 景観重要眺望点の指定	11
1. 本市の景観の特徴と景観づくりの視点	2	4. 主体的な景観づくりの推進方策	13
2. 景観づくりの目標及び方針	3	～みんなで進める良好な景観づくり～	
(1) 景観づくりの目標	3	(1) 各主体の役割と取組方針	13
(2) 景観づくりの方針	3	(2) 計画の運用及び推進体制	13

## <景観づくりの基本理念>

### ～美しい大町に、美しく暮らす～

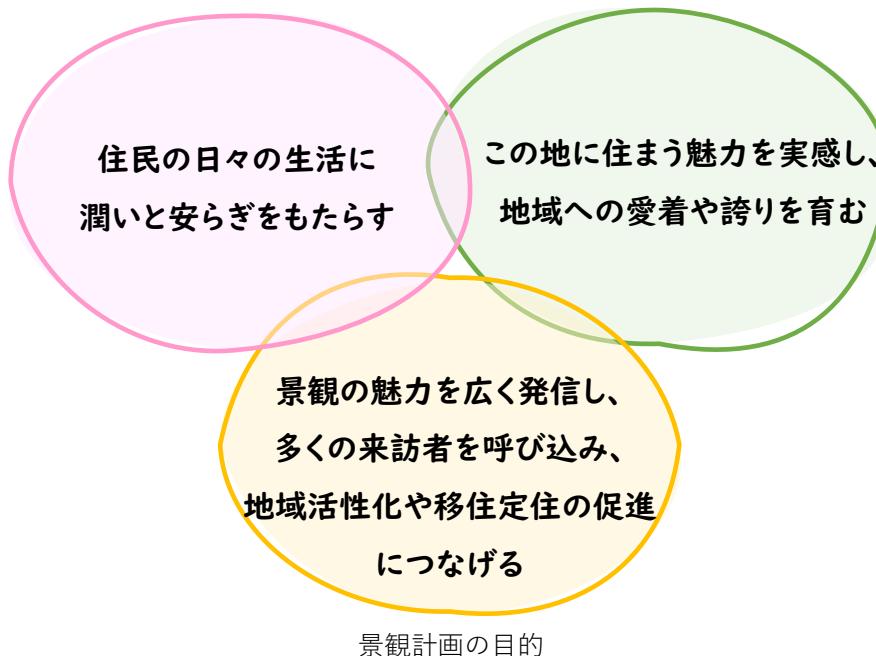
#### (1) 計画策定の背景と目的

大町市は、西部に北アルプスの雄大な山々が連なり、中央に開けた盆地には北アルプスを源とする清流や仁科三湖の豊富な水によって育まれた田園・集落、東部には四季折々の変化に富んだのどかな里山が広がり、それらが本市の美しい景観をつくり出す基盤となっています。本市の優れた景観は、豊かな自然環境と悠久の歴史のなかで人々の生活や生業とともに育まれてきたもので、この地に暮らす人々にとってかけがえのない財産であり、結果としてそれが訪れた人々に感動を与える貴重な観光資源にもなっています。

大町市景観計画（以下「本計画」という。）は、本市で暮らす人（生活をする人、事業を営む人）一人ひとりが、それぞれの場の景観を大切に思う“心”をもって暮らしていること、そしてまたこれからもその心をもって暮らしていくことの大切さを未来に継承していくメッセージとして『美しい大町に、美しく暮らす』を景観づくりの基本理念とし、本市の景観の魅力をみんなで共有し、行政、住民、事業者等が一体となって、将来にわたりこれを守り、育て、磨き、活かしていくために定めるものです。

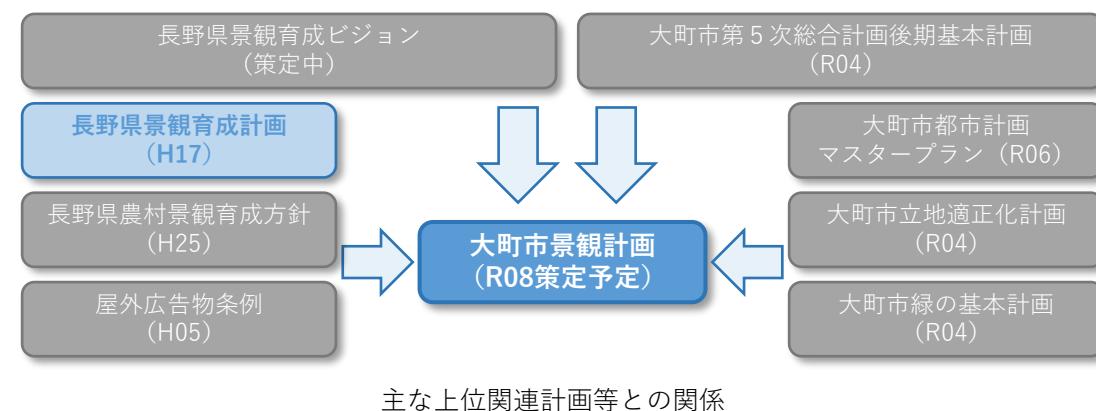
本計画ではそのため必要な景観づくりの目標と方針を定めたうえで、現状の課題や将来の懸念もふまえ必要なルールやしくみをつくり、よりよい景観づくりの取組を推進していくことにより、住民の日々の生活に潤いと安らぎをもたらし、その魅力を実感することによって地域への愛着や誇りを育み、さらにその魅力を広く発信して、より多くの来訪者を呼び込み、結果的に地域活性化や移住定住の促進につなげていくことを目的として策定します。

※「景観づくり」とは、良好な景観を守り、育て、創造していく各種取組の総称と定義します。



#### (2) 上位関連計画等との関係

本計画は景観法に基づくもので、同法に基づくすでに本市に適用されている現行の景観計画（『長野県景観育成計画』以下「現行計画」という。）のほか、県が景観に関して定めている各種計画・制度と、他方で本市のまちづくりの上位計画である『大町市第5次総合計画』、さらには『大町市都市計画マスターplan』、『大町市立地適正化計画』、『大町市緑の基本計画』など景観に関する各種計画・制度との整合・反映を図りながら策定するものです。



#### (3) 計画期間

本計画に示す景観づくりの基本理念や目標、方針等は、未永く未来に継承していくことを前提に定めますが、計画期間は令和8年（2026年）から令和17年（2035年）までの10年間とし、その間定期的にそれらの目標や方針に基づく取組など計画内容を見直し、社会の要請や社会情勢、関連する各種動向の変化への対応、さらに上記に示す上位関連計画等との整合もふまえ、必要な改定は隨時行うものとします。

#### (4) 計画対象範囲

本計画の対象範囲（景観計画区域）は、現行計画と同じく市全域としたうえで、山岳、山地、山麓、里山、田園、湖畔、まちなかなどそれぞれの場の自然環境を基調に、生活・生業を通じて歴史・文化とともに育まれた多彩な景観の保全、育成及び活用を図ります。

また本市に隣接する自治体の領域と一体的に形成されている景観の保全等も重視するなかで、景観計画区域（市境界）の縁辺部等で市外から視認される市内の景観（又はその逆）については、『長野県景観育成計画』（現在策定中）に示された広域的な景観形成の考え方や当該各自治体に適用されている景観計画の内容をふまえ、県や当該自治体と必要に応じて協議を行い、良好な景観づくりのための調整を図るものとします。

# 1. 本市の景観の特徴と景観づくりの視点

みんなで共有したい本市の景観の魅力を「山の景」、「水の景」、「田園・集落の景」、「歴史・文化の景」、「自然の景」の5つの景で整理し、これらの魅力を守り、育て、磨き、活用していくことが「大町らしさ」の醸成につながる（＝大町市が独自に景観計画を定める意義が見出せる）ものとして、これら5つの景を切り口に、顕在化している主な課題を列挙するとともに、今後の景観づくりにおいて重視すべき視点を定めました。

景観の魅力	景観の課題	<景観づくりの視点>
<p><b>■山の景</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北アルプスの山並みを望む景観</li> <li>・東山一帯の山並みを望む景観</li> <li>・美ヶ原方面の山並みを望む景観</li> </ul> 	<p>これらの魅力を守り、育て、磨き、活用していくことが「大町らしさ」の醸成につながる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松くい虫による被害を受けたアカマツ林</li> <li>・電線や電柱、携帯電話の基地局</li> <li>・荒れた森林（アカマツ以外）</li> <li>・木竹の繁茂</li> </ul>	<p><b>山を魅せる景観づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北アルプスのスカイラインを切らない山並みの見える場の保全・確保</li> <li>・良好な視点場の維持、創出</li> </ul>
<p><b>■水の景</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仁科三湖の景観</li> <li>・ダムやダム湖の景観</li> <li>・まちなかの水場や水の流れる景観</li> <li>・河川や農地を流れる水路の景観</li> <li>・山あいの滝の景観</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水路のごみや水の汚れ</li> <li>・空き家や廃屋</li> <li>・木竹の繁茂</li> </ul>	<p><b>水を感じる景観づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水が生まれるまちの実感</li> <li>・観光の要素としての水の活用</li> <li>・湖や河川の水面を魅せる</li> <li>・湿原など水源地の保全</li> </ul>
<p><b>■田園・集落の景</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北アルプスの麓に広がる田園風景</li> <li>・河川や農地を流れる水路の景観</li> <li>・東山の棚田や里山の景観</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒れた農地</li> <li>・空き家や廃屋</li> <li>・土砂や廃棄物などの堆積・放置</li> <li>・沿道の雑草や街路樹の繁茂</li> <li>・太陽光発電施設</li> <li>・道路施設</li> <li>・屋外広告物</li> </ul>	<p><b>田園集落を継げる景観づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・田園風景に農地は欠かせない要素（農業継続の重要性）</li> <li>・集落のまとまりや屋敷林の保全</li> </ul>
<p><b>■歴史・文化の景</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神社・仏閣や社寺林の景観</li> <li>・伝統的な祭りやイベントの景観</li> <li>・町家や土蔵など歴史が感じられる景観</li> <li>・沿道の商店街や名店街など町場の景観</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き店舗</li> <li>・空き家や廃屋</li> <li>・沿道の雑草や街路樹の繁茂</li> <li>・空き地</li> <li>・屋外広告物</li> </ul>	<p><b>歴史・文化の薫る景観づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的資源や社寺林等の維持</li> <li>・街道の風情やまちなみ</li> <li>・町家や土蔵などの保全</li> <li>・賑わいの創出</li> </ul>
<p><b>■自然の景</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・きれいな星空</li> <li>・四季折々の森林景観</li> <li>・生き物の見られる景観</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松くい虫による被害を受けたアカマツ林</li> <li>・荒れた森林（アカマツ以外）</li> <li>・木竹の繁茂</li> </ul>	<p><b>自然に抱かれた景観づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の保全</li> <li>・四季折々の自然の魅力の享受</li> <li>・星空が見える環境の保全</li> </ul>

※赤字は魅力、課題ともに赤字はアンケートで共感度又は気になる程度の高かった項目



アンケートの結果から共感度の高いもの（市全体または身近な場）はその魅力を活かし、逆に全体で共感度の低いものはその魅力を高めるルールや方策が必要。

気になる程度の高い（すでに顕在化している）課題をふまえ、効果的なルールや方策を見出しつつ、他の計画や施策との連携も検討の余地あり。



## 2. 景観づくりの目標及び方針

### (1) 景観づくりの目標

本市における景観づくりの目標は、5つの景の魅力を末永く守り、育て、より一層磨き、活用していくことを目標とします。

## (2) 景観づくりの方針

本市における景観づくりの方針は、地形的な特性や土地利用（＝景観としてのまとめ）を捉えて、市内をおおまかに4つのエリアに区分し、各エリアの景観の特徴をふまえてエリアごとに定めます。

そのうえで**特に重点的に守るべき地域を「景観づくり重点地域」として定め**（→次ページ参照）、エリアよりもさらにきめ細かな景観づくりの誘導を図ります。

## 【田園・山麓エリア】

地形的には松本盆地の北端、仁科三湖周辺及び西山及び東山の山麓一帯を含めたエリア

〈方針〉

農地や河川、湖がつくり出す広がりや奥行きのある景観の魅力を活かし、北アルプスを背景に、生活・生業とともに育まれた集落や農地、森林・樹木などの要素が調和した景観の継承を図ります。

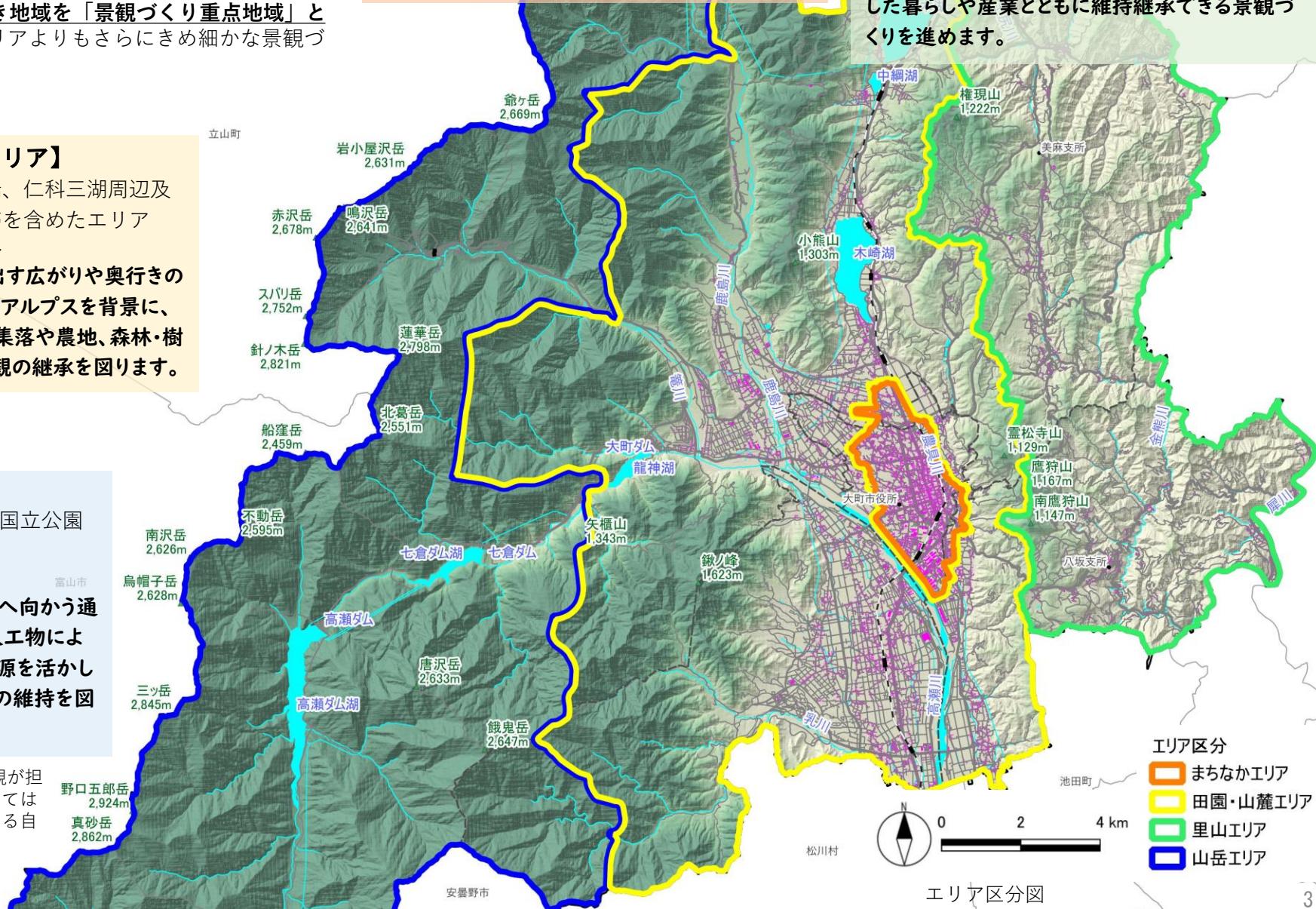
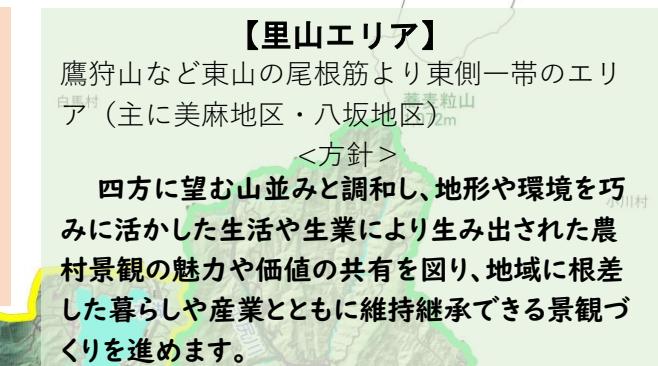
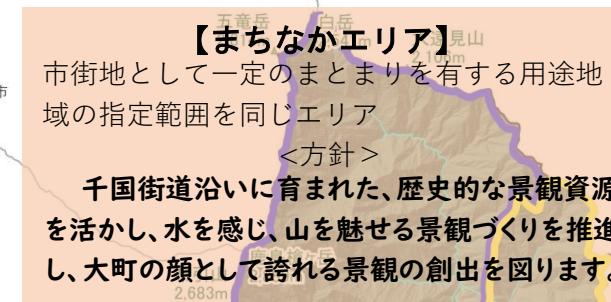
【山岳エリア】

市内で自然公園法に基づく中部山岳国立公園に指定されている節用と同じエリア

〈方針〉

北アルプスの登山ルート、黒部ダムへ向かう通り道であり、高瀬・七倉ダムの自然と人工物による壮大な景観が見られるなど、自然資源を活かした観光地であることを前提とした景観の維持を図ります。

※現行の国立公園の制度により良好な景観が担保されていることから、本エリアにおいては公園管理者（環境省）との協議を要するる自然公園法の許可基準の設定は行わない。



## 【景観づくり重点地域】

景観づくり重点地域は、特に本市の景観を特徴づける地域として重点的に景観の保全・育成を図る範囲に定めるものとし、以下をその指定候補として検討しています。

### ■幹線道路・鉄道沿いの指定候補

- ① 国道147・148号（現行計画：景観育成重点地域）
- ② 県道306号（オリンピック道路・北アルプスパノラマロード・山麓線）
- ③ 県道31号
- ④ 県道51号
- ⑤ 県道55号
- ⑥ 県道326号
- ⑦ 県道496号
- ⑧ 駅前本通り
- ⑨ 観光道路
- ⑩ 松本糸魚川連絡道路 →整備後指定検討
- ⑪ JR大糸線

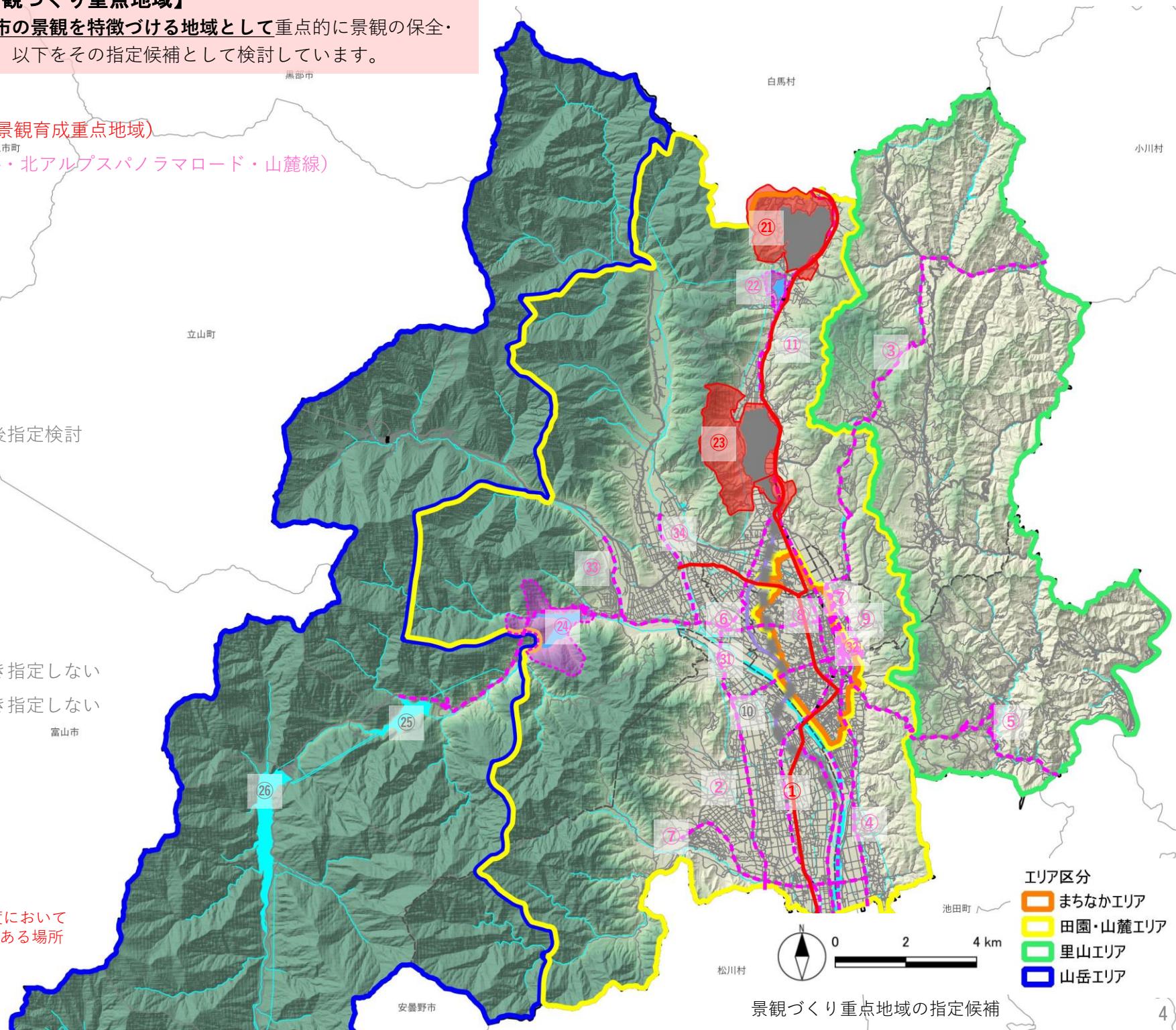
### ■湖・ダム湖周辺の指定候補

- ㉑ 青木湖（都市計画：風致地区）
- ㉒ 中綱湖
- ㉓ 木崎湖（都市計画：風致地区）
- ㉔ 大町ダム
- ㉕ 七倉ダム →国立公園内につき指定しない
- ㉖ 高瀬ダム →国立公園内につき指定しない

### ■河川沿いの指定候補

- ㉗ 高瀬川（一部区間）
- ㉘ 農具川（一部区間）
- ㉙ 箕川（一部区間）
- ㉚ 鹿島川（一部区間）

※赤字は現行計画又は関連する計画制度において  
景観づくり重点地域に相当する設定がある場所



景観づくり重点地域の指定候補

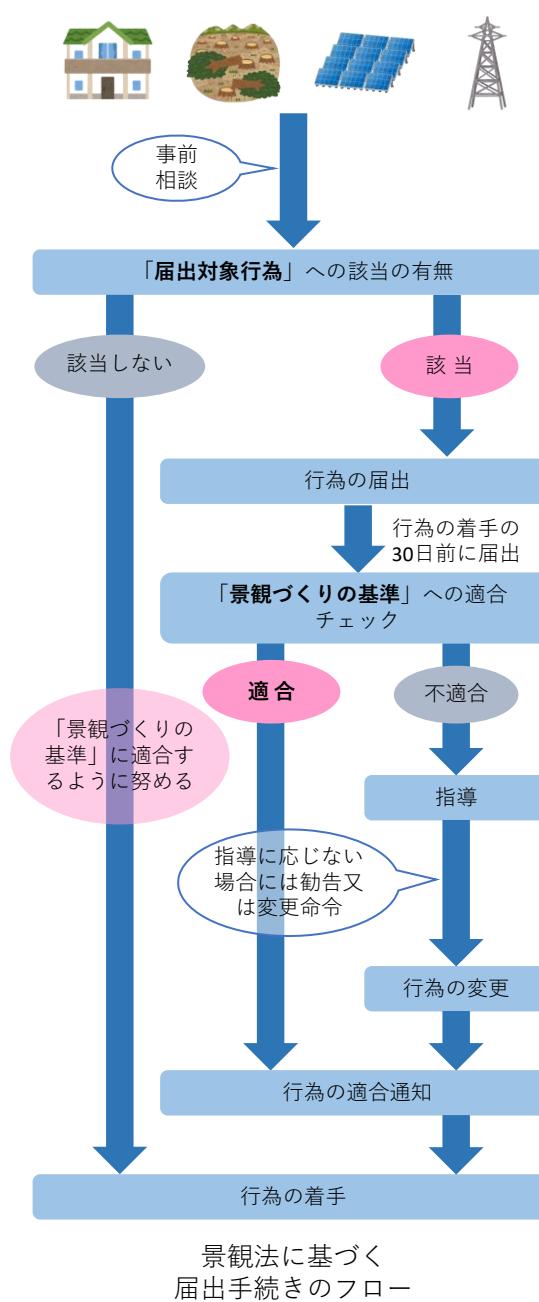
エリア区分

- まちなかエリア
- 田園・山麓エリア
- 里山エリア
- 山岳エリア

### 3. 良好な景観づくりを担保する制度

#### (1) 景観届出制度【法】

この制度は、景観法に基づく届出手続きを通じて良好な景観づくりを図るもので、新たに行う一定の行為（届出対象行為）に対して、その行為の着手前にその行為内容について記載した図書の提出（届出）を義務付け、あらかじめ定めた基準（景観づくりの基準）への適合チェックを行い、必要に応じて、指導や変更命令も行える制度です。



#### ●届出対象行為

行為の種類	長野県景観育成計画（現行計画）		大町市景観計画	
	一般地域	景観育成重点地域	一般地域	景観づくり重点地域
建築物の新築等、外観変更（修繕、模様替え、色彩変更）	高さ13m又は建築面積1,000m <sup>2</sup> 超 変更面積400m <sup>2</sup> 超	高さ13m又は建築面積20m <sup>2</sup> 超 変更面積25m <sup>2</sup> 超		
工作物の新設等	プラント類等	高さ13m又は建築面積1,000m <sup>2</sup> 超	高さ13m又は建築面積20m <sup>2</sup> 超	
	電気供給・通信施設	高さ20m超	高さ8m超	
	太陽光発電施設	太陽電池モジュールの建築面積の合計1,000m <sup>2</sup> 超	太陽電池モジュールの建築面積の合計20m <sup>2</sup> 超	
	その他	高さ13m超	高さ5m超	
開発行為、土地の形質変更、土石類の採取等	面積3,000m <sup>2</sup> 超又は法面等高さ3mかつ長さ30m超	面積300m <sup>2</sup> 超又は法面等高さ1.5m超		
物件の堆積	高さ3m又は堆積面積1,000m <sup>2</sup> 超	高さ3m又は堆積面積100m <sup>2</sup> 超		
特定外観意匠（公衆の関心を引く形態意匠）	表示面積25m <sup>2</sup> 超	表示面積3m <sup>2</sup> 超		
その他の行為				

#### ●景観づくりの基準

行為の種類	長野県景観育成計画（現行計画）			大町市景観計画		
	沿道地域	田園地域	山地・高原地域	まちなかエリア	田園・山麓エリア	里山エリア
配置	道路後退 できるだけ後退(5m以上後退に努める)	できるだけ後退	できるだけ後退 (10m以上後退に努める)			
	隣地後退 できるだけ離し、ゆとりある空間					
建築物・工作物	規模 高層の場合には、空地確保	規模・高さは、極力抑える	原則として、周辺の樹木の高さ以内			
	形態・意匠 背景スカイライン及び建築物との調和	背景スカイライン及び田園との調和	周辺の山並みと調和			
	色彩等 周囲の景観及び建築物等と調和した色調	周囲の田園や集落の景観と調和した色調	周囲の景観と調和した色調			

## ①届出対象行為（案）

まちなかエリア、田園・山麓エリア、里山エリアの3エリア（一般地域）は現行計画の一般地域の基準と同等、景観づくり重点地域は現行計画の重点地域の基準と同等の基準でそれぞれ定めます。

行為の種類		一般地域 (まちなかエリア、田園・山麓エリア、里山エリア)	景観づくり重点地域
(1) 建築物の建築等	①新築、増築、移転、改築	高さ13m又は建築面積1,000m <sup>2</sup> を越えるもの	高さ13mを超えるもの、または床面積20m <sup>2</sup> を超えるもの
	②外観の変更 (修繕、模様替え、色彩の変更)	変更面積400m <sup>2</sup> を越えるもの	変更面積25m <sup>2</sup> を越えるもの
(2) 工作物	①プラント類、自動車車庫（建築物にならない機械式駐車装置等）、貯蔵施設類、処理施設類 <sup>※1</sup> の新築、増築、移転、改築、外観の変更	高さ13m又は建築面積1,000m <sup>2</sup> を越えるもの	高さ13m又は建築面積20m <sup>2</sup> を越えるもの
	②電気供給施設・通信施設等（電柱、鉄塔、アンテナ等） <sup>※2</sup> の建設等	高さ20mを越えるもの	高さ8mを越えるもの
	③太陽光等発電施設（一団の土地又は水面に設置されるもの） <sup>※3</sup> の建設等	太陽電池モジュールの建築面積の合計1,000m <sup>2</sup> を超えるもの	太陽電池モジュールの建築面積の合計20平方メートルを超えるもの
	④上記①～③以外の工作物の建設等	高さ13mを越えるもの	高さ5mを越えるもの
(3) 行為に特定外観意匠 <sup>※4</sup> のあるもの		表示面積が25m <sup>2</sup> を超えるもの	表示面積が3m <sup>2</sup> を超えるもの
(4) 土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質変更 <sup>※5</sup> 、法面・擁壁の設置		面積3,000m <sup>2</sup> 又は生じる法面・擁壁の高さ3mかつ長さ30mを越えるもの	面積300m <sup>2</sup> 又は生じる法面・擁壁の高さが1.5mを超えるもの
(5) 屋外における土石、廃棄物、その他物品の集積又は貯蔵		堆積の高さ3m又は面積1,000m <sup>2</sup> を超えるもの	堆積の高さ3m又は面積100m <sup>2</sup> を超えるもの

※1 プラント類\_コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの 貯蔵施設類飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設 処理施設類汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

※2 電気供給施設等電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第16号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する「電気通信」のための施設

※3 建築物の屋根、屋上等に後から設置するものは、「(1)②建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」に該当します。

※4 公衆の関心を引く形態又は色彩その他の意匠（営利を目的としないもの及び表示期間が30日以下のものを除く）

※5 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及び景観法施行令第4条第1項に規定する土地の形質の変更

## ② 景観づくりの基準（枠組み）

一般地域については、各エリアの景観づくりの方針をふまえ、現行計画において関連する地域の基準も参照しながら、エリアごとに定めます。景観づくり重点地域については、指定する各地域の特性をふまえ、現行計画の重点地域の基準も参照して定めます。

**赤字：これまでの意見等に基づく特記例**

区分	まちなかエリア	田園・山麓エリア	里山エリア	景観づくり重点地域
現行計画の参考地域	都市地域	田園地域、山地・高原地域		国道 147・148 号沿道景観育成重点地域
<b>(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更</b>				
ア 配置		<ul style="list-style-type: none"> <li>植栽などのスペース確保のため、道路や隣地から一定程度※後退させる。 ※具体的な距離指定については検討の余地あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>植栽などのスペース確保のため、道路や隣地から一定程度※後退させる。 ※具体的な距離指定については検討の余地あり</li> </ul>	
イ 規模		<ul style="list-style-type: none"> <li>北アルプスの山並みがつくり出すスカイラインを遮らない高さとする。</li> <li>以内に留める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北アルプスやその他遠方（美ヶ原方面）の山並みがつくり出すスカイラインを遮らない高さとする。</li> </ul>	
ウ 形態・意匠		<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根は原則としてこう配屋根とし、適度な軒の出をを設ける。</li> <li>北アルプスの山並みや周辺の建築物と調和させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根は原則としてこう配屋根とし、適度な軒の出をを設ける。</li> <li>北アルプスの山並みや周辺の建築物と調和させる。</li> </ul>	
エ 材料		<ul style="list-style-type: none"> <li>反射素材は控える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>反射素材は控える。</li> </ul>	
オ 色彩等	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲と調和した、できるだけ落ち着いた色彩を基調とする。</li> <li>周辺の田園や集落の景観と調和した色調にする。</li> <li>使用的する色数を少なくする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲と調和した、できるだけ落ち着いた色彩を基調とする。</li> <li>周辺の田園や集落、森林の景観と調和した色調にする。</li> <li>使用的する色数を少なくする。</li> </ul>	
カ 敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地境界部や駐車場周りはできる限り緑化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地境界部や駐車場周りはできる限り緑化する。</li> </ul>	

区分	まちなかエリア	田園・山麓エリア	里山エリア	景観づくり重点地域
現行計画の参考地域	都市地域	田園地域、山地・高原地域	国道 147・148 号沿道景観育成重点地域	
(2) 土地の形質の変更				
(3) 土石の採取及び鉱物の掘採				
(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵				
(5) 屋外における広告物の表示又は掲出	ア 配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等からできるだけ後退させる。</li> <li>・北アルプスや河川、仁科三湖などの眺望を阻害しない配置とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等からできるだけ後退させる。</li> <li>・北アルプスなどの眺望や里山の景観を阻害しない配置とする。</li> </ul>	
	イ 規模・形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観と調和した形態・意匠とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観と調和した形態・意匠とする。</li> </ul>	
	ウ 材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・反射素材は控える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・反射素材は控える。</li> </ul>	
	エ 色彩等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲と調和した、できるだけ落ち着いた色彩を基調とする。</li> <li>・周辺の田園や集落の景観と調和した色調とする。</li> <li>・使用する色数を少なくする</li> <li>・光源で動きのあるものは、原則として避ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲と調和した、できるだけ落ち着いた色彩を基調とする。</li> <li>・周辺の自然景観や集落と調和した色調とする。</li> <li>・使用する色数を少なくする。</li> <li>・光源で動きのあるものは、原則として避ける。</li> </ul>

## (2) 景観重要建造物【法】の指定

景観法に基づく制度で、良好な景観形成において重要な建造物を「景観重要建造物」として指定することで、その保全・管理又は活用のために必要な措置を講じることができます。本計画では、既往の文化財保護関連の法令等に基づく制度で担保されていない建造物で、景観上特に重要なものをこれに指定します。

### ＜指定基準（案）＞

- ・大町市の自然、歴史、文化、生活等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、市内の良好な景観づくりに重要なものであること。  
→例) 土蔵、酒蔵、古民家、門等の構造物 等
- ・道路その他の公共の場所から公衆によって容易に眺められるものであること。
- ・歴史的な様式を継承した新しい建造物や新たな都市文化を創造することを望まれる、地域を象徴する建造物についても積極的に対象とすること。
- ・建造物の敷地、建造物周辺の樹木や付属物等が当該建造物と一緒に良好な景観を構成している場合にあっては、それらを含め一体として対象とすること。
- ・指定に当たっては、文化財保護関連法令等との連携を図ること。  
→既に文化財登録されているものは指定対象としない。
- ・指定に当たっては、所有者の意見を尊重すること。
- ・指定に当たっては、都市計画審議会及び建築等の専門家の意見を聴くこと。

### ＜参考＞アンケートで挙げられた候補

#### ○文化財指定等されているもの

- ・仁科神明宮「本殿・中門」（国宝）
- ・靈松寺「山門」（県指定文化財）
- ・若一王子神社「本殿」（国指定重要文化財）
- ・平林家住宅（塩の道ちょうじや）（国登録有形文化財）
- ・栗林家住宅（創舎わちがい）（国登録有形文化財）
- ・旧櫻井家住宅（国登録有形文化財） 等

### ＜指定候補＞

- ・仏崎観音寺
- ・松葉屋旅館
- ・その他、まちなかの土蔵等も候補になり得る



仏崎観音寺



松葉屋旅館



観光道路のサクラ

## (3) 景観重要樹木【法】の指定

景観法に基づく制度で、良好な景観形成において重要な樹木を「景観重要樹木」として指定することで、その保全・管理又は活用のために必要な措置を講じることができます。本計画では、既往の文化財保護関連の法令等に基づく制度で担保されていない樹木で、景観上特に重要なものをこれに指定します。

### ＜指定基準（案）＞

- ・大町市の自然、歴史、文化、生活等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、市内の良好な景観づくりに重要なものであること。  
→例) 街路樹、並木、シンボルツリー 等
- ・道路その他の公共の場所から公衆によって容易に眺められるものであること。
- ・新たな都市景観を創造することが望まれる地域におけるシンボルとなる樹木等についても積極的に対象とすること。
- ・敷地内の樹木が複数で良好な景観を構成している場合にあっては、一体として対象とすること。  
→例) 並木道、社寺叢 等
- ・指定に当たっては、文化財保護関連法令等との連携を図ること。  
→既に天然記念物に指定されているものは指定対象としない。
- ・指定に当たっては、所有者の意見を尊重すること。
- ・指定に当たっては、都市計画審議会及び造園等の専門家の意見を聴くこと。

### ＜参考＞アンケートで挙げられた候補

#### ○天然記念物指定されているもの

- ・仁科神明宮社叢（県指定天然記念物）
- ・若一王子神社社叢（県指定天然記念物）
- ・靈松寺の寺叢  
(市指定天然記念物：オハツキイチョウ) 等



大町西小のサクラ

### ＜指定候補＞

- ・大町西小のサクラ
- ・大町公園のサクラ
- ・岳陽高校前のイチョウ
- ・観光道路のサ克拉
- ・中綱湖のサクラ



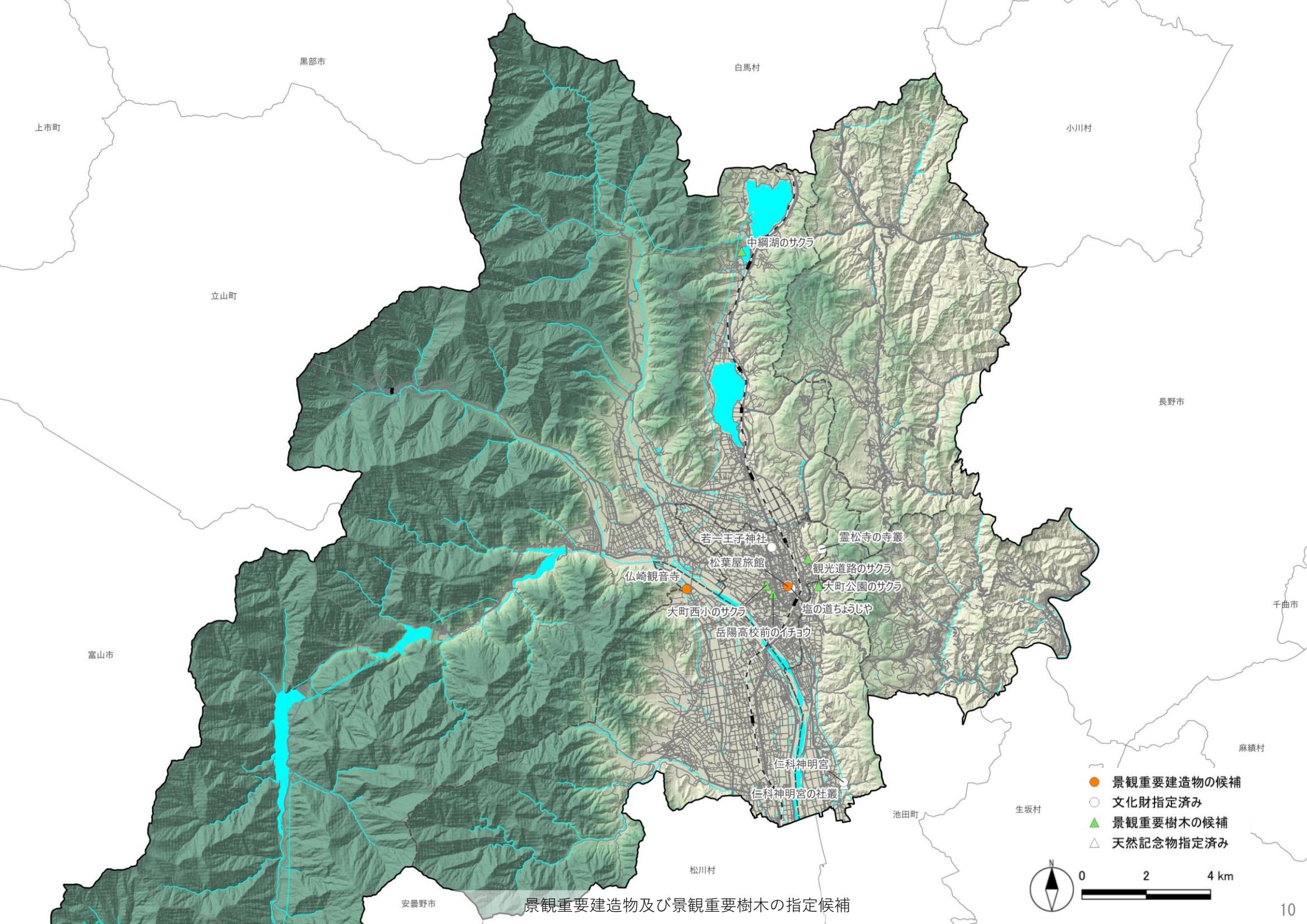
大町公園のサクラ



中綱湖のサクラ



岳陽高校前のイチョウ 9

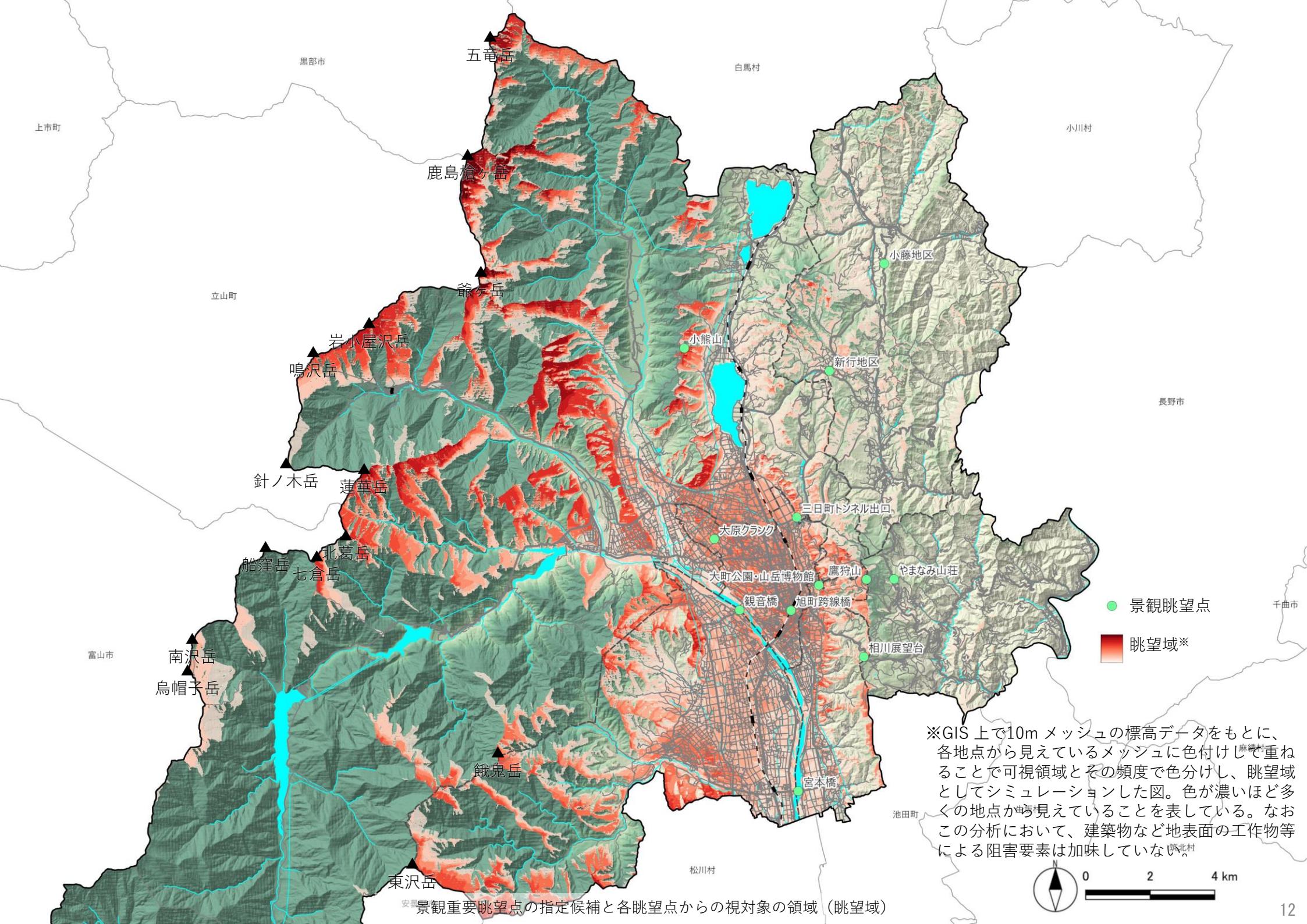


#### (4) 景観重要眺望点【市独自】の指定 ※指定方法については検討中

市内でも特に良好なビュースポットを「景観重要眺望点」として指定し、その視対象となる場の一定の範囲内で届出手続きを行う際には、その視点場からのどのように見えるかシミュレーションした図の提出等を求め、その景観に及ぼす影響をより丁寧にチェックし、良好な眺望景観への悪影響を未然に防ぐとともに、その視点場周辺及び視点場までのアクセス路の整備や、視対象となる要素の保全及び維持管理に対する支援措置等の充実を図れる市独自の制度です。これにより、特に良好な眺望景観の保全を図るとともに、「信濃大町十二景」などと名付け、観光資源として積極的にPRして、より多くの来訪者にその景観を味わっていただくことで、本市の魅力発信につなげます。

景観重要眺望点（候補）の概況

眺望点の名称（仮）	景観の魅力	施設の有無	駐車場の有無	案内等の有無	備考
その1 鷹狩山	雄大な北アルプスと眼下に広がる大町市のまちなみを一望できるスポットです。市内からは車でもトレッキングでも行けるアクセスのよい場所にあり、頂上には展望台やレストランもあります。四季折々の美しい景色が楽しめますが、特に春がおすすめです。	展望台、ベンチ等	あり	あり	長野県景観条例による指定眺望点 冬期車両通行止め
その2 大町公園・山岳博物館	北アルプスとまちなみを一望できるほか、春には公園内に咲く桜と残雪の北アルプスのコントラストが望めます。市内から徒歩でも行けるアクセスの良さも魅力の一つです。山岳博物館の3階には北アルプスを眺められるソファーや望遠鏡があり、屋内の眺望スポットとして利用できます。	四阿、ベンチ等	あり	あり	都市公園
その3 小熊山	木崎湖とその先の安曇平を一望できるスポットです。おすすめの時期は夏や秋で、天気が良い日は志賀高原や浅間山まで見渡すことができます。パラグライダーのフライトを楽しめる他、トレッキングやツーリングで訪れる人も多いスポットです。	民有地内にベンチ	民有地内にあり	なし	民有地 冬期車両通行止め
その4 旭町跨線橋	自動車で北方面に向かう途中、旭町交差点で左折し、JR大糸線の上部を通る跨線橋の頂上付近で、正面に鹿島槍ヶ岳、爺ヶ岳、蓮華岳がまちなみの中から突然現れます。信濃大町駅から徒歩で5分程度のまちなみの眺望点です。特に冬の晴れた早朝のモルゲンロートの眺めがおすすめです。	なし	なし	なし	国道147号
その5 三日町トンネル出口	自動車で美麻から市街地に向かう途中、三日町トンネルを抜けると突然目の前に餓鬼岳～五竜岳が現れ、左手に市街地、右手に田園が広がります。春の田植えの時期に、雪渓が残る北アルプスが田園に映る景色が美しいです。	なし	なし	なし	県道31号
その6 大原クランク	自動車で蓮華大橋から仁科三湖に向かう途中、山麓線のクランクを曲がると、それまで左手側に見えていた爺ヶ岳と鹿島槍ヶ岳が正面に現れます。田園のなかからの、朝のモルゲンロートの眺めがおすすめです。	なし	なし	なし	市道木崎野口泉線
その7 観音橋	観音橋を渡っている途中、蓮華岳、爺ヶ岳、鹿島槍ヶ岳から高瀬川が流れてくる景色が見られます。	なし	なし	なし	近くに大町市運動公園あり、駐車場利用可
その8 宮本橋	宮本橋を渡っている途中、正面に餓鬼岳、高瀬川の上流に爺ヶ岳、鹿島槍ヶ岳、五竜岳、白馬岳を眺めることができます。	なし	あり	なし	駐車場にあずまやあり
その9 新行地区	長野市方面から美麻地区の山あいを抜ける途中、田園地帯が現れ、右側に爺ヶ岳や鹿島槍ヶ岳を望むことができます。付近にはそば畑や水車小屋があり、農村の原風景が残る貴重な場所です。	なし	なし	なし	県道31号 近くに水車のランドマーク
その10 小藤地区	長野市方面から美麻地区の山あいを抜ける途中、小藤の集落と棚田、その向こうに鹿島槍ヶ岳から白馬乗鞍岳までの山並みを眺めることができます。	なし	なし	なし	県道497号 路肩に待避所あり 600m南側に掘切案内板あり
その11 相川展望台	八坂から市街地に向かう途中、相川トンネルを抜けると、山並みの間から爺ヶ岳や鹿島槍ヶ岳が現れます。冬の早朝のモルゲンロートの眺めがおすすめです。	四阿、ベンチ	なし	あり	県道55号の相川トンネル付近 路肩に待避所あり
その12 やまなみ山荘	美麻から八坂に入ると、切れ保地区の棚田を眼下に、その遠くに美ヶ原の山並みを眺めることができます。	民有地内に展望デッキ	なし	あり	民有地



## 4. 主体的な景観づくりの推進方策 ~みんなで進める良好な景観づくり~

### (1) 各主体の役割と取組方針

景観づくりの方向性をもとに、住民や事業者による主体的な取組に導けるよう、それぞれの立場や役割を明確にし、景観づくりを自分事と捉えて、主体的に良好な景観を守り・育むための方針を定めます。

＜景観づくりの目的に沿った各主体の役割＞

#### ●日々の生活に潤いと安らぎをもたらす景観づくり

- ・行政：景観計画の周知や適正な運用に努める
- ・事業者：地域景観への配慮、調和に努める
- ・住民：身近な暮らしの場の景観を大切にする

#### ●地域の魅力の再認識し、愛着や誇りをもてる景観づくり

- ・行政：市民活動の支援、地域を学ぶ取組の推進に努める
- ・事業者：地域らしさに配慮した事業展開を推進する
- ・住民：景観を自分事と捉え、地域をよりよく知る

#### ●外部へ魅力をPRし、地域活性化や移住定住促進につなげる景観づくり

- ・行政：観光の資源として景観の魅力の発信に努める
- ・事業者：景観の魅力を企業価値の向上に活かす
- ・住民：一人ひとりが身近な暮らしの景観の語り部となる

＜景観づくりの目的に沿った取組方針＞

#### ●日々の生活に潤いと安らぎをもたらす景観づくり

- ・景観計画の周知、適正な運用
- ・景観の魅力を低下させている物件の撤去や更新
- ・景観に魅力のある物件や樹木の保全支援の強化 等

#### ●地域の魅力の再認識し、愛着や誇りをもてる景観づくり

- ・地域の景観を学べる機会の充実（子どもも大人も）
- ・身近な景観に関心の目を向けられる機会の増加
- ・良好な景観づくりに取り組む団体等への支援強化、人材育成の補助
- ・景観の魅力向上に貢献した取組の表彰 等

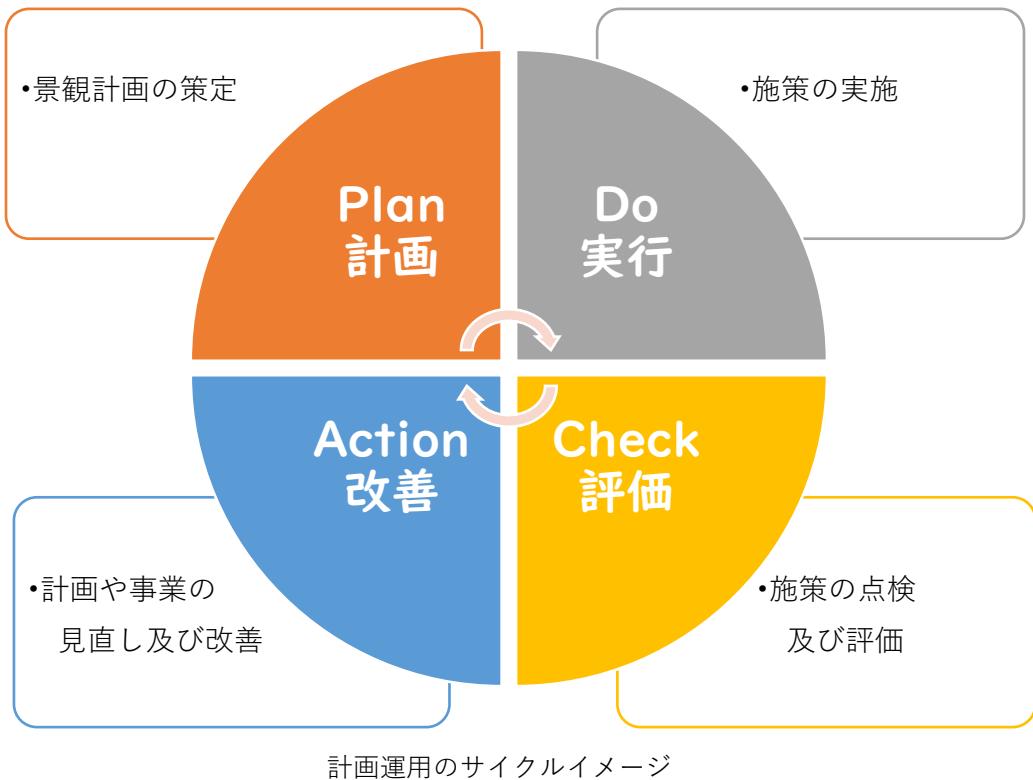
#### ●外部へ魅力をPRし、地域活性化や移住定住促進につなげる景観づくり

- ・良好な景観を眺められる場への交通アクセス向上（道路や案内看板の整備）
- ・良好な視点場の整備（駐車場や休憩スペースの整備）
- ・魅力ある景観の情報発信やPR 等

### (2) 計画の運用及び推進体制

#### ① 計画の運用

本計画に基づく景観づくりの取組は、関連施策等と連携を図り、PDCAサイクル（Plan【計画】、Do【実行】、Check【評価】、Action【改善】）により、計画に示された取組が実践され、効果を上げているかについて評価、検証し、課題が生じた場合はその改善策を立案し、講じることにより、その実効性を高めます。



#### ② 計画の推進体制

本計画の運用にあたり、必要に応じ大町市都市計画審議会に諮問し、関連機関や近隣自治体とも協議・連携して計画の適正な運用と主体的な景観づくりの推進を図ります。

また、主に住民や事業者が良好な景観づくりにより主体的に取り組めるようにするための取組として、住民主体のルールづくりを担保するしくみや維持管理の人手の確保・人材の育成等、住民による良好な景観づくりの主体的な取組を支援又は促進に資する方策を定めます。

#### ●大町市都市計画審議会

既存の大町市都市計画審議会に、市長が必要に応じ、景観に関する様々な事項について、審議や意見聴取を求めます。また、都市計画審議会の規約を用い、景観について専門的な見地から意見を聞くことができる体制を整えます。

＜調査審議や意見聴取を求める主な事項＞

- ・景観計画の内容の見直しや改定に関する事項
- ・届出対象行為の景観育成基準への適合に関する事項
- ・景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要眺望点の指定に関する事項
- ・景観協定、景観づくり住民協定及び景観づくり団体の認定に関する事項
- ・良好な景観づくりの取組に対する表彰に関する事項 等

## ●景観協定・景観づくり住民協定

地域主体のより良い景観づくりを推進するために、一定区域内の土地の所有者、地権者の合意に基づいて、幅広くよりきめ細かなルールを締結できるしくみとして協定制度を設けます。エリアごとの基準との整合等もふまえて、市長が認定します。下表に示すとおり、法的根拠や制度制定の背景が異なる2種類の協定制度（景観協定・景観づくり住民協定）を設けて、必要に応じ、より適した制度の活用を促します。

なお、長野県景観条例に基づく景観育成住民協定である「北山田町桜並木のあるまちづくり景観形成住民協定」および「大町温泉郷景観形成住民協定」は、景観づくり住民協定として継承します。

### <参考>景観協定と景観づくり住民協定の比較

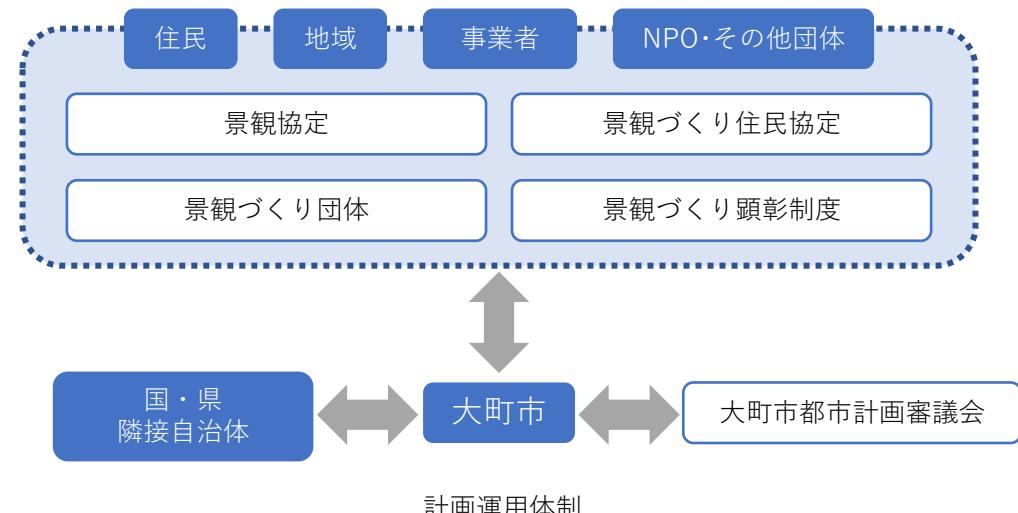
	景観協定	景観づくり住民協定
法的根拠や制度制定の背景	景観法第81条に基づく制度	長野県景観条例に基づく景観育成住民協定を継承・改良したもの
合意形成	一定区域内の土地の所有者、借地権者の全員の合意	一定区域内の土地の所有者、借地権者の3分の2以上の合意
有効期間の設定	あり	なし
協定に定められる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の形態意匠に関する基準</li> <li>・建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準</li> <li>・工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準</li> <li>・屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準</li> <li>・農用地の保全又は利用に関する事項</li> <li>・樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項</li> <li>・その他良好な景観の形成に関する事項</li> <li>・上記のうち定めた基準に違反した場合の措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物や工作物などの位置、規模、デザイン、色彩、素材等に関すること。</li> <li>・屋外広告物の位置、規模、色彩、素材等に関すること。</li> <li>・自動販売機の設置に関すること。</li> <li>・公園や広場の整備や美化清掃等に関すること。</li> <li>・敷地や沿道の緑化や、樹木の保存等に関すること。</li> <li>・農地や山林、樹林地、草地等の保全や管理、利用に関すること。</li> <li>・その他景観づくりに関すること。</li> <li>・協定の名称、期間、運営組織、内容変更の手続きなどに関すること。</li> </ul>

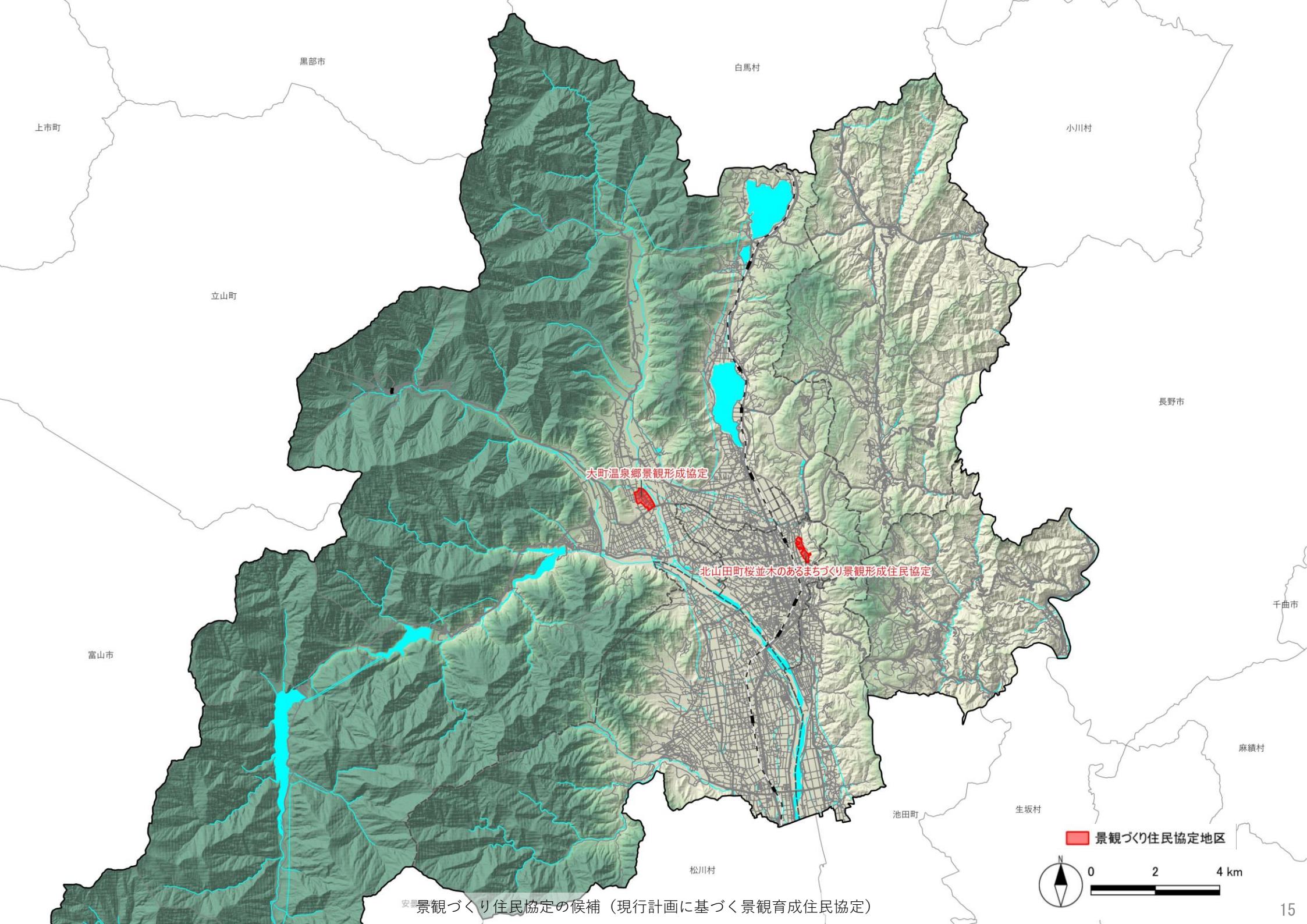
## ●景観づくり団体

良好な景観づくりに資する活動やこれに貢献する団体を、認定基準に照らして市長が認定し、必要な支援措置を講じができるしくみとして、「景観づくり団体」を設けます。

## ●景観づくり顕彰制度

地域・住民や事業者、その他団体による、特に優れた景観づくりの取組や、これに取り組む個人や団体を市長が表彰できるしくみとして「景観づくり顕彰制度」を設けます。





景観づくり住民協定地区



0 2 4 km